

会員規約

第1条 名称

名称：ナチュラルサロンリノ

(以下「本スタジオ」といいます)

第2条 運営

本スタジオの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・スタジオ諸費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社カーサ・ラボが行います。

第3条 目的

本スタジオは、入会されたメンバーが本スタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図り、品位あるスタジオライフを送ることを目的とします。

第4条 入会資格

- 1 本スタジオに入会できる方は、13歳以上（WEBを利用して入会手続きやクラス予約ができる方。20歳未満については保護者の管理の下）で本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」といいます）
- 2 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、その他本スタジオが不相当と認める方は入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。
- 3 本スタジオに入会する方は、店頭もしくは本WEBサイトにおいて入会手続き及び会員規約への同意を行わなければなりません。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

第5条 メンバーの種類

本スタジオのメンバー種類は以下の通りです。

プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員、ブロンズ会員、非会員

(以下プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員、ブロンズ会員をまとめて「月会員」といいます。)

第6条 入会手続き

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。なお、入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第18条に定める危険負担と本スタジオの免責につき同意するものとします。

第7条 入会金

メンバーは、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第 8 条 資格停止及び除名

本スタジオは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- ①本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- ②本スタジオの施設を故意に毀損したとき。
- ③本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
- ④本スタジオの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧その他本スタジオが社会通念に照らし、メンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第 9 条 メンバー資格の喪失

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

第 10 条 メンバー資格の譲渡禁止

メンバーは、メンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

第 11 条 メンバースカード

- 1 本スタジオは、メンバーに対してメンバースカードを交付します。なお、メンバーが本スタジオを利用しようとするときは、メンバースカードを提示しなければなりません。
- 2 メンバースカードは、本人のみが利用することができ、本人以外の者は利用できません。
- 3 メンバースカードを紛失した場合は、速やかに本スタジオで再発行の手続きをとらなければなりません。また、再発行には所定の手数料を支払わなければなりません。

第 12 条 会費等の支払・自動更新・口座振替

- 1 メンバーは、HP に記載のとおり本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。（月会費は、メンバーが本スタジオのメンバー資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）
- 2 1月始まりの3ヶ月間を1クールとし、下で定めるやりとりがない場合、自動更新とします。
- 3 口座振替は毎月27日（金融機関営業日より前後）となります（料金後払い制）。

第 13 条 メンバー種類の変更

メンバーは、本規約第12条が定めるクールの最終月（以下「更新月」といいます）の5日までに本スタジオに e-mail でその旨の意思表示をし本スタジオから承諾メールが届くことにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。更新月の5日を過ぎた場合は次回更新月扱いになります。

第14条 休会

- 1 メンバーは、本規約第12条が定める更新月の5日までに本スタジオに e-mail でその旨の意思表示をし本スタジオから承諾メールが届くことにより、翌月から休会することができます。休会費は本スタジオの定める金額とします。更新月の5日を過ぎた場合は次回更新月扱いになります。
- 2 一度の届出による休会期間は1年間までとします。

第15条 退会

メンバーは、本規約第12条が定める更新月の5日までに本スタジオに e-mail でその旨の意思表示をし本スタジオから承諾メールが届くことにより、更新月の末日限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けられません。更新月の5日を過ぎた場合は、次回更新月扱いになります。本スタジオから退会の旨の e-mail 受領の返信がない限り会費支払義務は発生するものとします。E-mail 後数日経っても返信がない場合は、どちらかのサーバーに不具合が生じている可能性もありますので、必ずお電話でご確認ください。

第16条 休業

本スタジオは、不定期での営業となります。また、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。なお、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第17条 施設の廃止

本スタジオは、次の事由の一つに該当する場合本スタジオの一部または全部を閉鎖することができます。またこの場合、法令の定めがある場合を除きメンバーに対する補償はいたしません。

- ①台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
- ②施設の改造または補修工事実施のとき。
- ③法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ④施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ⑤その他やむを得ない事由が発生したとき。

第18条 メンバーの利用及び事故、損害賠償責任

- 1 メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
- 2 本スタジオは、メンバーが本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責に帰すべき事由が無い限り責任を負いません。メンバー同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
- 3 メンバーは、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- 4 メンバーが本スタジオ内において自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、メンバーはその賠償の責に任ずるものとします。

第 19 条 禁止事項

メンバーは、次の各号に定める行為を禁止します。

- ①本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行うこと。
- ②本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行うこと。
- ③酒気を帯びて本スタジオを利用すること。
- ④本スタジオの事前の書面による承諾なしに、本スタジオ内で撮影をおこなうこと。
- ⑤本スタジオ内で物品の販売やそれに類する営業行為、金銭の貸借、勧誘行為をおこなうこと。

第 20 条 本スタジオの利用システム

月会員メンバーは、レッスンを受講する場合、あらかじめ本スタジオの予約システムを用いて予約をしなければならないものとします。

第 21 条 忘れ物の取扱い

本スタジオにおける忘れ物について、メンバーは一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本スタジオにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、本スタジオは期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第 22 条 変更事項

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第 23 条 諸費用の改定

本スタジオは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の 1 ヶ月以上前までに当社ホームページのツイッターおよびメルマガ配信にてメンバーに告知するものとします。

第 24 条 細則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

第 25 条 改定

本規約の改定及び変更は本スタジオにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本スタジオが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を当社ホームページのツイッターおよびメルマガ配信にてメンバーに告知するものとします。

第 26 条 附則

本規約は 2018 年 2 月 1 日より施行します。